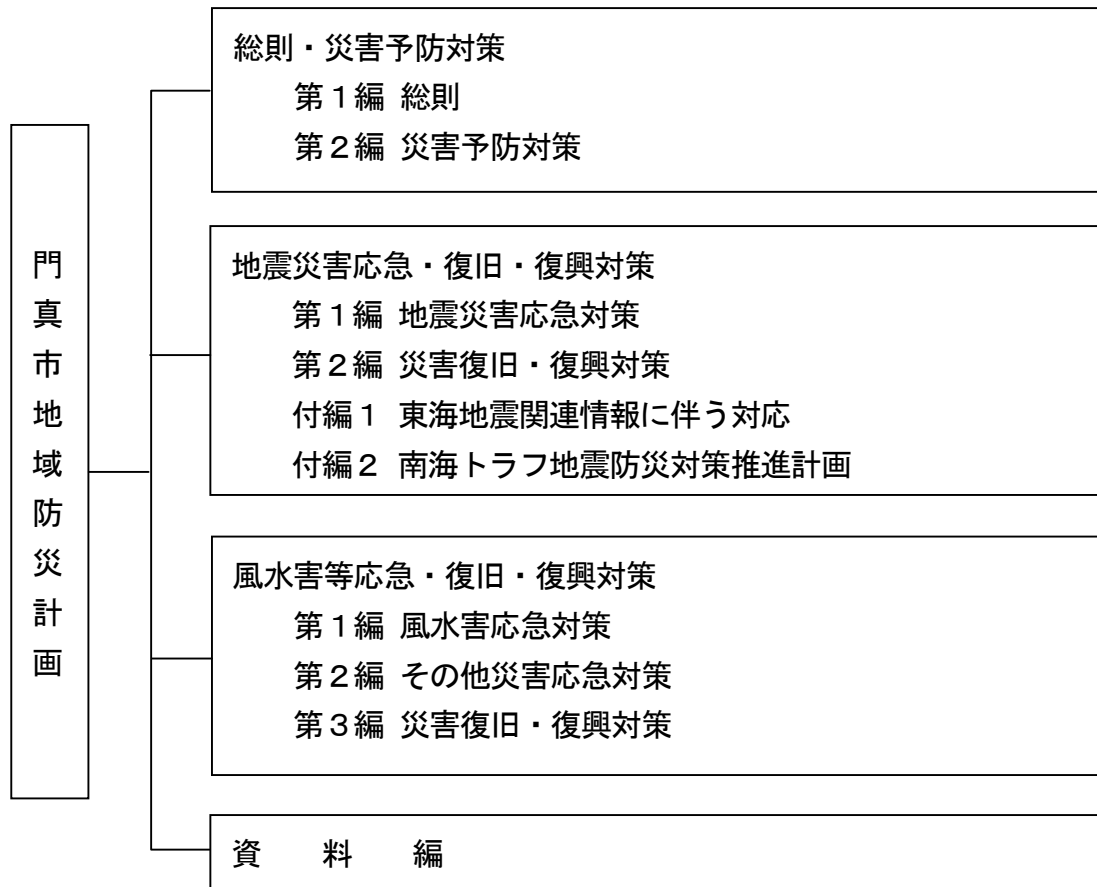


門真市地域防災計画

平成28年 1 月

門真市防災会議

【計画の構成】



< 目次 >

【総則・災害予防対策】

第1編 総則

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	2
第2章 市域の概要	4
第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	7
第3章 災害の想定	10
第1節 想定災害	10
第2節 地震災害の想定	11
第3節 豪雨災害の想定	12
第4章 防災ビジョン	13
第1節 基本目標	13
第2節 計画の位置付け	14
第5章 防災関係機関の業務大綱	16
第1節 地方公共団体の業務	16
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	22
第6章 市民、事業者の基本的責務	27
第1節 基本的役割	27
第7章 計画の運用	29
第1節 計画の修正	29
第2節 計画の習熟	30

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備	1
第1節 総合的防災体制の整備	1
第2節 情報収集伝達体制の整備	9
第3節 火災予防対策の推進	12
第4節 災害時医療体制の整備	17
第5節 緊急輸送体制の整備	23
第6節 避難受入体制の整備	27
第7節 緊急物資確保体制の整備	35
第8節 ライフライン確保体制の整備	38
第9節 交通確保体制の整備	45

第10節	要配慮者対策	46
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	51
第12節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	54
第13節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	55
第2章	地域防災力の向上	56
第1節	防災知識の高揚	56
第2節	自主防災体制の整備	60
第3節	ボランティア活動環境の整備	64
第4節	企業防災の促進	66
第3章	災害予防対策の推進	67
第1節	都市の防災機能の強化	67
第2節	建築物等の安全化	75
第3節	水害予防対策の推進	78
第4節	地盤災害予防対策の推進	81
第5節	危険物等災害予防対策の推進	82
第6節	放射線災害予防対策の推進	84

【地震災害応急・復旧・復興対策】

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動	1
第1節 組織動員	1
第2節 動員体制	13
第3節 災害緊急事態	17
第4節 情報の収集伝達	18
第5節 災害広報・広聴対策	28
第6節 広域応援等の要請・受入れ	33
第7節 自衛隊の災害派遣の要請	38
第8節 消火・救助・救急活動	41
第9節 医療救護活動	48
第10節 避難誘導	54
第11節 避難所の開設・管理	60
第12節 避難行動要支援者への支援	65
第13節 広域一時滞在	68
第14節 二次災害の防止	69
第15節 交通規制・緊急輸送活動	73
第16節 ライフラインの緊急対応	80
第17節 交通の安全確保	82
第2章 応急復旧期の活動	84
第1節 市民等からの問合せ	84
第2節 災害救助法の適用	85
第3節 緊急物資の供給	88
第4節 保健衛生活動	95
第5節 ライフラインの確保	99
第6節 交通の機能確保	104
第7節 住宅の応急確保	108
第8節 応急教育等	114
第9節 自発的支援の受入れ	118
第10節 廃棄物の処理	122
第11節 遺体の処理及び埋火葬	129
第12節 社会秩序の維持	134

第2編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1

第2節	激甚災害の指定	3
第3節	特定大規模災害	5
第4節	り災証明の発行	6
第5節	被災者の生活確保	7
第6節	中小企業の復興支援	13
第7節	農業関係者の復興支援	14
第2章	復興の基本方針	16

付編1 東海地震関連情報に伴う対応

第1章	計画の目的等	1
第1節	目的	1
第2節	予想震度	2
第3節	基本方針	3
第2章	応急対策活動	4
第1節	東海地震注意情報発表時の対応	4
第2節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	6
第3節	市民・事業者等に対する広報	9

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	1
第1節	推進計画の目的	1
第2節	防災関係機関の業務大綱	2
第2章	関係者との連携協力の確保	3
第1節	資機材、人員等の配備手配	3
第2節	他機関に対する応援要請	5
第3節	帰宅困難者への対応	6
第3章	円滑な避難の確保に関する事項	7
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	8
第1節	施設整備等の整備方針	8
第2節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	9
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
第5章	防災訓練計画	13
第1節	南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	13
第2節	学校における防災訓練の実施	14
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	15
第1節	地域防災力の向上	15
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	17

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動	1
第1節 気象予警報等の伝達	1
第2節 組織動員	10
第3節 動員体制	17
第4節 警戒活動	21
第5節 避難誘導	27
第2章 災害発生後の活動	34
第1節 災害情報の収集・伝達	34
第2節 災害広報・広聴対策	42
第3節 広域応援等の要請・受入れ	47
第4節 自衛隊の災害派遣の要請	51
第5節 救助・救急活動	54
第6節 医療救護活動	57
第7節 避難所の開設・管理	63
第8節 避難行動要支援者への支援	67
第9節 交通規制・緊急輸送活動	70
第10節 公共土木施設等・建築物応急対策	77
第11節 ライフラインの応急対策	80
第12節 交通の機能確保	84
第13節 市民等からの問合せ	87
第14節 災害救助法の適用	88
第15節 緊急物資の供給	91
第16節 保健衛生活動	97
第17節 住宅の応急確保	101
第18節 応急教育等	106
第19節 自発的支援の受入れ	110
第20節 廃棄物の処理	114
第21節 遺体の処理及び埋火葬	121
第22節 社会秩序の維持	125

第2編 その他災害応急対策

第1章 火 災	1
第2章 その他災害	6
第1節 市街地災害応急対策	6
第2節 危険物等災害応急対策	8

第3節 大規模交通災害応急対策	12
-----------------	----

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1
第2節 激甚災害の指定	3
第3節 特定大規模災害	5
第4節 り災証明の発行	6
第5節 被災者の生活確保	7
第6節 中小企業の復興支援	13
第7節 農業関係者の復興支援	14
第2章 復興の基本方針	15

【用語集】

【総則・災害予防対策】

第1編 総 則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、門真市防災会議が、門真市の市域に係る防災に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

第1 総則・災害予防対策

1 総則

市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害及び風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

第2 地震災害応急・復旧・復興対策

1 地震災害応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

3 東海地震関連情報に伴う対応

東海地震関連情報が気象庁から発せられた場合における適切な対応措置等について定める。

4 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

第3 風水害等応急・復旧・復興対策

1 風水害応急対策

(1) 災害警戒期の応急対策

災害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるための気象予警報等の伝達方法、

災害発生に備えた準備体制等について定める。

(2) 災害発生後の応急対策

災害発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 その他災害応急対策

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、放射線災害、大規模交通災害の応急対策について定める。

3 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

第2章 市域の概要

第1節 自然的条件

第1 地理的条件


1 位置

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市（鶴見区）、守口市、寝屋川市及び大東市の4市に隣接している。

市の北部を京阪電車が東西に通過するほか、平成9年には地下鉄長堀鶴見緑地線（門真南駅）、大阪モノレール（門真市駅）の両線が市内に乗り入れ、交通の利便性が向上した。また、主要道路には、京阪バス・近鉄バスによる路線バス網が張りめぐらされている。

幹線道路網としては、市内の中央部を国道163号が東西に横断し、西部を南北に府道大阪中央環状線や近畿自動車道が縦断し、本市の重要な交通網となっている。

【門真市の位置】

位置	東経 135° 35' 23" 北緯 34° 44' 09"	
面積	12.30km ²	
広ぼう	東西 約 4.9km 南北 約 4.3km	

2 地形

東に飯盛、生駒の山脈と西は大阪湾に囲まれた河内平野のほぼ中央部に位置している。

この本市を中心とする河内平野一帯は標高5m以下の低くて平らな沖積平野である。その中でも当市域は最も低湿な地域で、大部分は標高2m以下、特に南の三ツ島付近では、0.1～0.3mの低地が広がっている。

また、市内ほぼ中央を貫流する古川の根幹をなすものは琵琶湖に源を発する淀川である。淀川は本市の北方2kmの摂津市と守口市の境界を大阪湾方向に流下している。

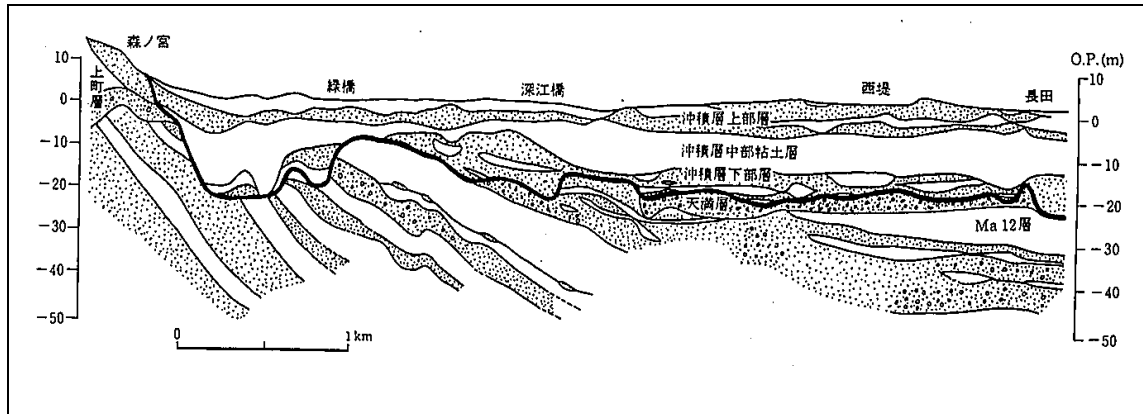
3 地質

大阪平野は、もと大阪湾の一部として瀬戸内海の一部を構成していたものであるが、地殻の隆起と淀川及び旧大和川の沖積作用による沖積平原である。

本市は、全域が沖積層に覆われており、このため平面的地質分布では、沖積層の一種類の地質となっている。地下の垂直地質分布は、「大阪地盤図」によれば、本市付近は以下のような地質構造にある。

地表から約20m前後の厚さで沖積層が分布し、その下部には洪積層が厚く稚積している。沖積層には、下部及び上部には砂分の多い地層が分布するが、中央部には泥を主体とした比較的厚い地層が連続している。

【地形・地盤地質概念断面図】



4 気象

本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖である。

過去5年間（2009年～2013年）の気象をみると、平均気温は15.9～16.6℃（最高38.1℃、最低-4.6℃）で、過去20年間（1994年～2013年）の平均気温（16.3℃）とほぼ同レベルで推移している。

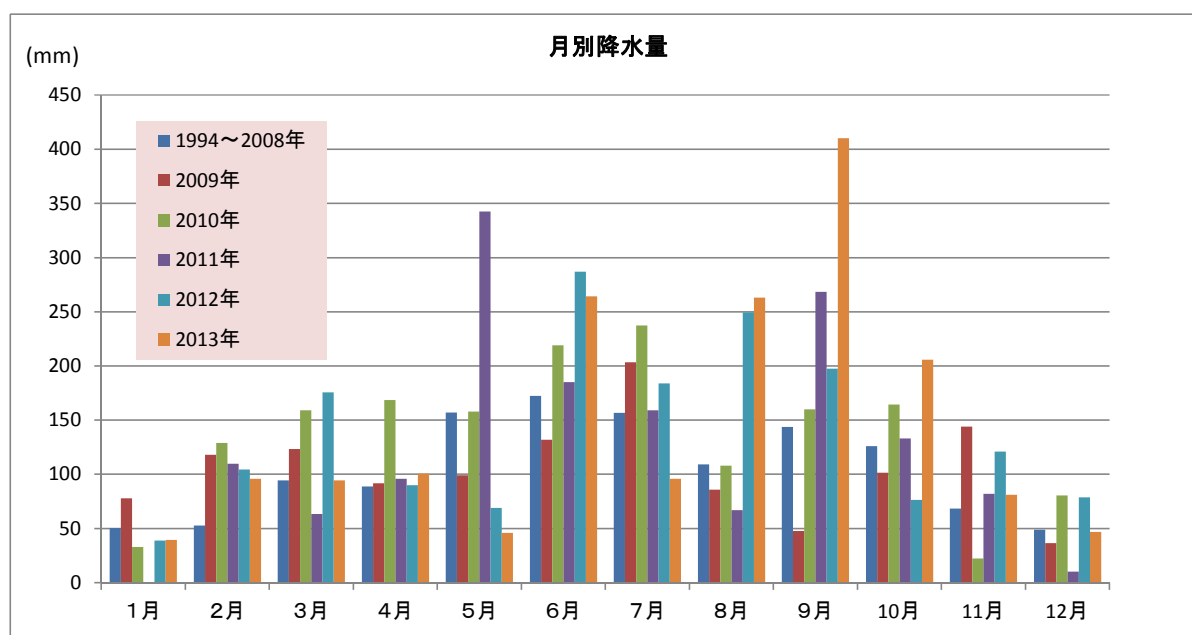
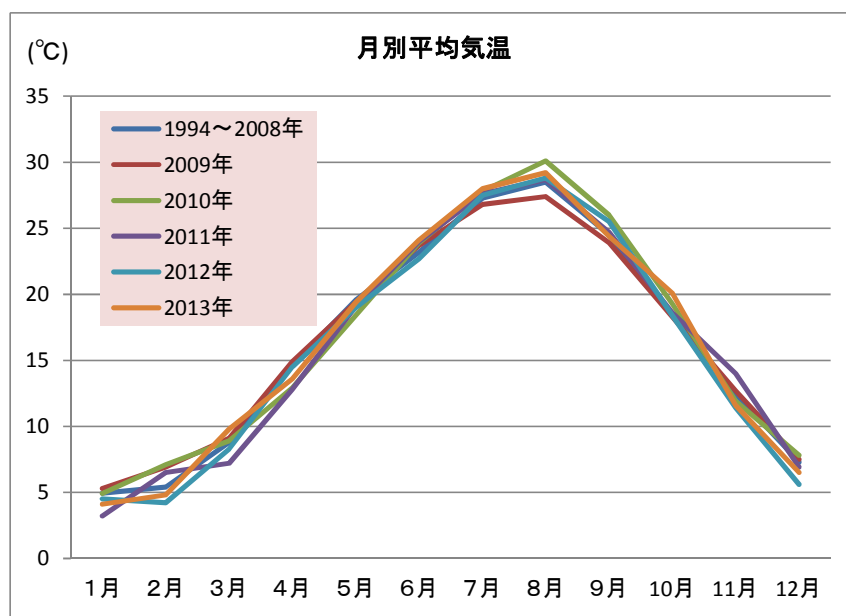
過去5年間の年降水量は、年間1,262mm～1,744mmの間にあるが、最大日降水量は172.0mm（2013年9月15日）、最大1時間降水量は91.0mm（2012年8月14日）と、近年、それぞれ過去の最大記録を更新しており、降雨が集中的に発生する傾向が強くなっていることが窺える。

【気象概況】

	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	年降水量 (mm)	最大日 降水量 (mm)	最大1時間 降水量(mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)
1994～ 2008年	16.3	39.6	-5.1	1269.1	172 極値	71.5	1.6	9 極値
2009年	16.3	36.5	-1.9	1262.0	52.5	21.5	1.5	11.8
2010年	16.6	37.6	-2.6	1639.5	88.0	43.5	1.8	8.3
2011年	16.1	37.2	-3.7	1517.5	89.5	24.5	1.8	8.7
2012年	15.9	37.1	-4.6	1672.5	125.0	91.0	1.9	9.3
2013年	16.3	38.1	-2.8	1743.5	172.0	58.5	1.9	9.1

注) 1994年～2013年は平年値(極値を除く)

資料) 気象庁ホームページ(気象統計情報、枚方アメダス)



第2節 社会的条件

第1 人口

本市は、平成22年（2010年）の国勢調査では、人口130,282人、世帯総数57,880世帯で、人口密度は10,609.3人/km²である。

昭和38年8月1日、市制施行当時6.6万人であった人口は、その後急速な伸びを示し、昭和40年の国勢調査では、全国1位の増加率を示した。昭和45年頃には14万人に達し、その後14万人前後で推移してきたが、平成に入って人口は微減傾向を示している。

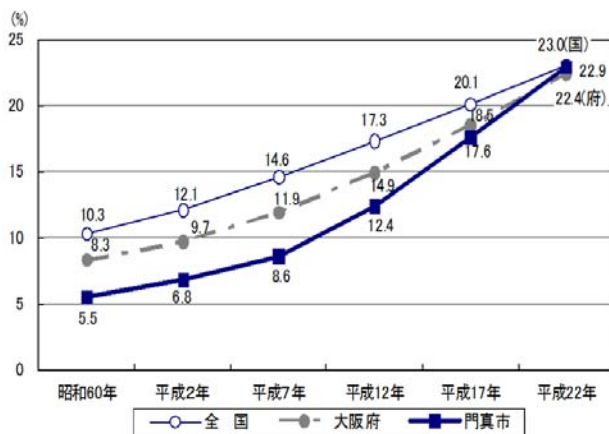
また、高齢化率（65歳以上の高齢人口の占める割合）は、全国及び大阪府平均を上回るレベルで上昇しており、高齢者だけの世帯（高齢者単身または高齢者夫婦のみ）も増加傾向にある。

【人口及び世帯数の推移】

区分	人口（人）	増減率	世帯数	増減率
昭和30年	20,858		4,662	
昭和35年	34,228	64.1	8,698	86.6
昭和40年	95,209	178.2	28,826	231.4
昭和45年	141,041	48.1	45,100	56.5
昭和50年	143,238	1.6	47,035	4.3
昭和55年	138,902	-3.0	47,508	1.0
昭和60年	140,590	1.2	48,749	2.6
平成2年	142,297	1.2	52,050	6.8
平成7年	140,506	-1.3	53,784	3.3
平成12年	135,648	-3.5	54,432	1.2
平成17年	131,674	-2.9	55,373	1.7
平成22年	130,282	-1.1	57,880	1.0

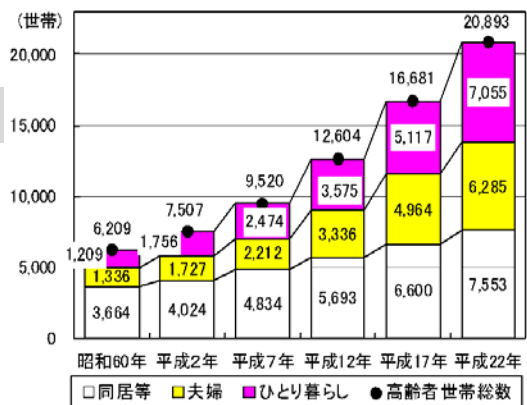
資料) 国勢調査 増減率は対前期比

【高齢化率の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

【高齢者世帯の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

第2 土地利用現況

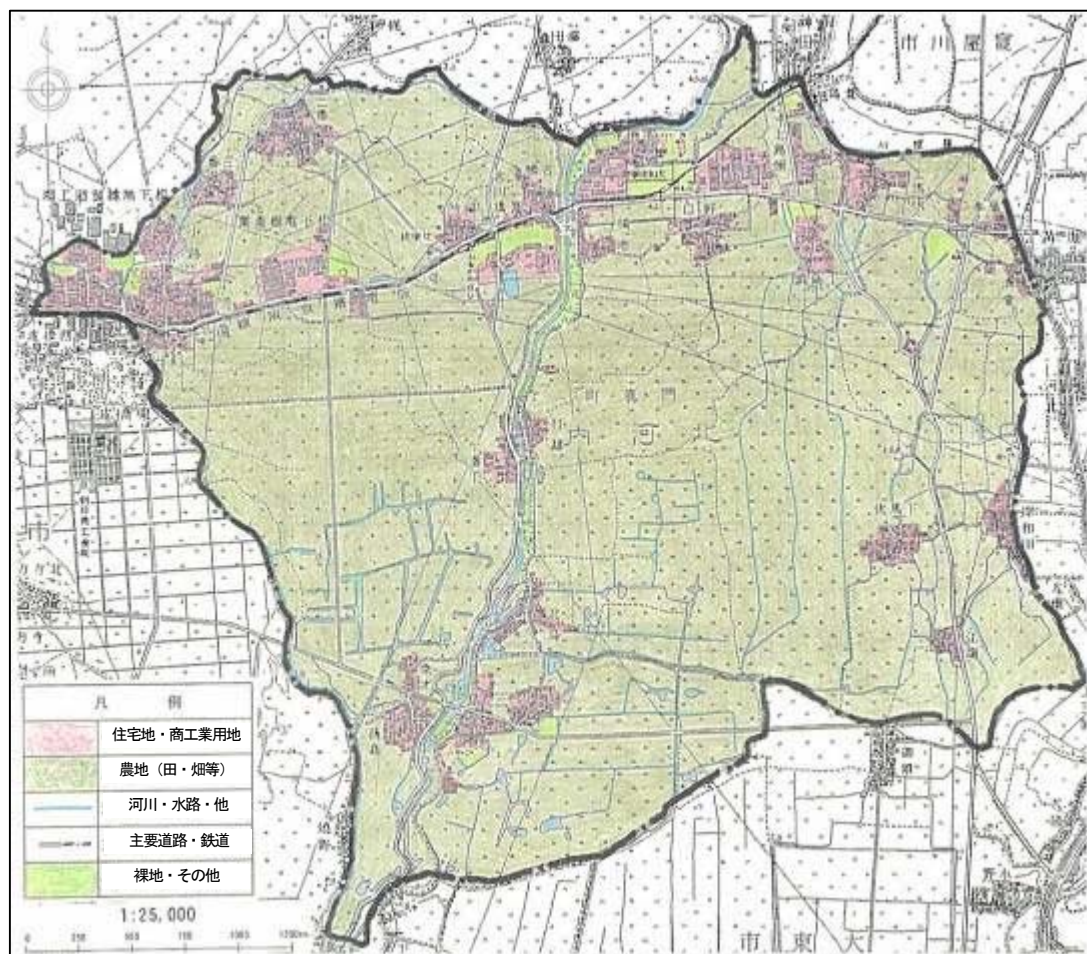
【明治22年当時】

明治22年当時は、中央部の古川沿い、東部の寝屋川沿い及び北西部の西三荘水路上流部付近などに集落が散在しており、市域中央部及び西部に水田が広がっていた。南部には湿地帯が広がり、ため池・沼などが網目状の水路により連絡された低平な地形であった。この当時の土地利用としては、小規模な集落地が点在し、これらの間に河川・水路・道路及びため池が分布し、その他のほとんどは水田となっており、樹林地及びその他（裸地・草地等）はほとんどみられない。

【昭和32年頃】

昭和32年頃の地形図によれば、集落地が拡大するとともに、集落地間に直線状の道路網が形成されだした。特に、市北部を東西に走る京阪線の駅周辺は市街地としての集積が始まり、住宅地のほか、工場などが建設された。北部は都市化が進展を見せているのに対して、中部・東部・南部では明治22年頃の土地利用と大きな変化はない。しかし、道路網が整備され集落間の往来が次第に活発化していった。

【土地利用現況図 昭和32年～34年】



【昭和40年代から】

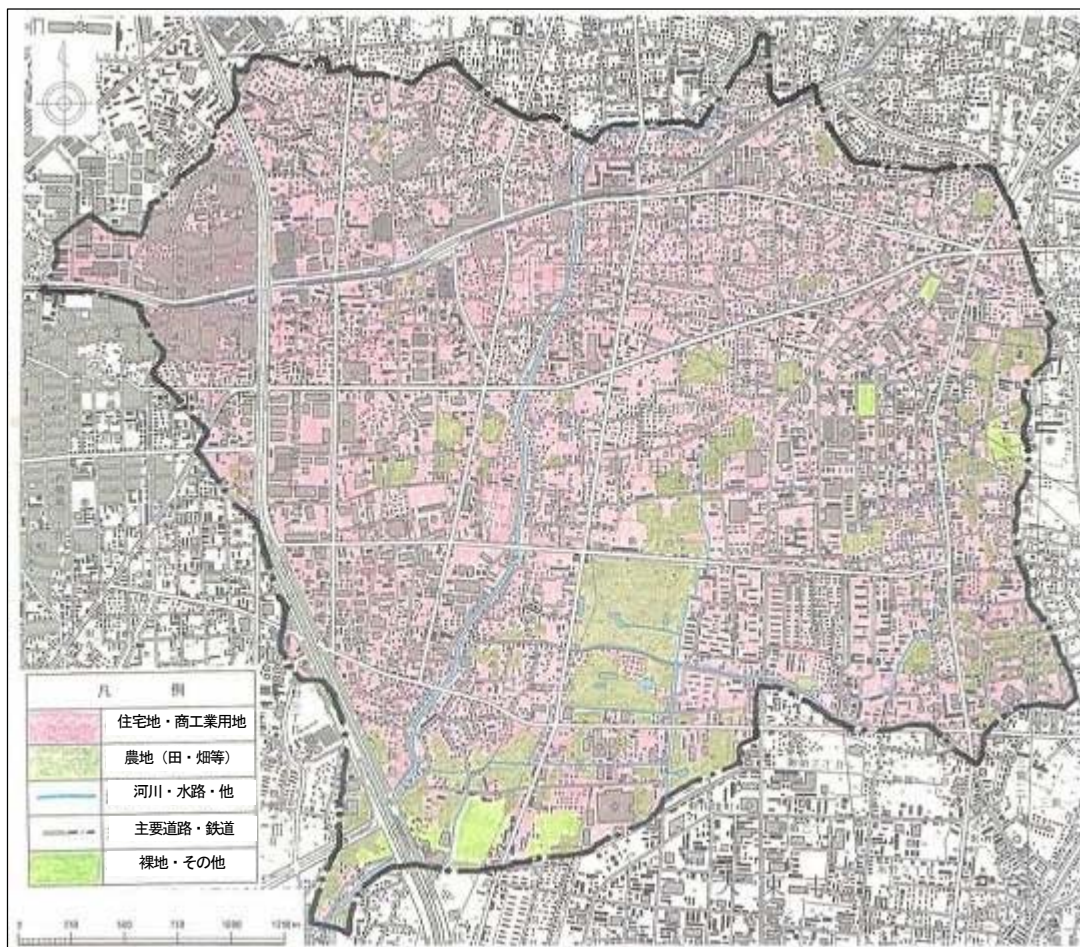
昭和40年代の高度経済成長期に、大阪都市圏拡大の都市化の波が本市に押し寄せ、中南部の一部の水田を残してほぼ市域全域が市街地となった。これまでの集落間に水田等の空地があったものが、ほとんど連担した形で面的な街地に発達してきた。これにあわせて、府道大阪中央環状線をはじめ主要幹線道路が格子状に整備され、住宅地や教育施設などの都市施設、工場などが混在化した。

住宅地域の形成では、いわゆる「ミニ開発」とよばれる狭幅員の行き止まり道路と木造賃貸住宅が密集して建設された。旧来の集落地起源の市街地部では、不規則に入り組んだ細街路などにより大型車の進入等が困難な地区が多く、消防活動などが困難な地区となっている所が多い。

以上のように、本市の市街地の現状は、大街区の道路網は整備されているが、住宅地域については、耐用年数を超過した木造賃貸住宅（長屋・文化住宅）が多く、住宅地内道路は市街地スプロールにより概して狭幅員でかつ行き止まり道路が多いことから、地震・火災・水害などの発生時には、社会的な混乱が発生しやすい形態であるといえる。

また、水田からの宅地への転換に際しては、低平な土地に客土等の盛土が宅地に施されたため、盛土宅地箇所は浸水しにくくなっているが、盛土していない低平な土地では、内水氾濫等による浸水被害を受けやすくなっている傾向もみられる。

【土地利用現況図 平成2年～4年】



第3章 災害の想定

第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第1 地震災害

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸直下型地震（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）
 - ※資料2-2「大阪府における主要被害地震」
 - ※資料2-3「門真市周辺地域の活断層の状況」

第2 風水害

- 1 強風による災害
- 2 豪雨による災害
 - ※資料2-4「主な災害の台風進路」
 - ※資料2-7「過去の主な台風経路図」

第3 その他災害

- 1 火災
- 2 その他災害
 - (1) 市街地災害
 - (2) 危険物等災害
 - (3) 大規模交通災害

第2節 地震災害の想定

大阪府が実施した被害想定結果は次の通りで、生駒断層帯や上町断層帯でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、市内に甚大な被害が発生する可能性がある。

【想定地震発生時の条件】

- ・ 気象条件 風速5.3m/s（冬18時）[風速6.1m/s（夏12時）]
- ※1：大阪観測所での超過確率1%の風速（1年に3日程度起こりうる）
- ※2：南海トラフ巨大地震のみ、2つの気象条件のうち最大値を採用

【地震被害予測結果一覧】

被害内容		想定地震 上町断層 帯地震 A	上町断層帯 地震 B	生駒断層 帯地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁マグニチュード		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大9.1
計測震度		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱	5弱～6強
建物被害	全壊	8,105棟	687棟	11,358棟	982棟	12棟	330棟	1,314棟
	半壊	7,783棟	1,435棟	8,574棟	1,985棟	31棟	753棟	5,762棟
出火件数	全出火	17件	4件	24件	4件	3件	3件	3件
	炎上出火	13件	0件	21件	1件	0件	0件	1件
焼失	出火による	6棟	0棟	7棟	0棟	0棟	0棟	6,485棟
	延焼による	1,125棟	0棟	6,413棟	0棟	0棟	0棟	
人的被害	建物 倒壊	死者	189人	3人	300人	5人	0人	14人
		負傷者	2,077人	517人	1,679人	694人	9人	382人
		重傷者	109人	52人	89人	69人	1人	36人
	火災	死者	59人	0人	194人	0人	0人	14人
		負傷者	319人	0人	1,047人	0人	0人	363人
罹災者数		63,394人	8,167人	86,887人	11,027人	170人	2,776人	758人
避難所生活者数		18,385人	2,369人	25,198人	3,198人	50人	806人	20,701人
ライフ ライン	停電	34,895軒	1,487軒	33,995軒	2,379軒	0軒	694軒	30,932軒
	ガス供給停止	52千戸	0戸	40千戸	0戸	0戸	0戸	42千戸
	水道断水	123千人	66千人	128千人	93千人	9千人	24千人	129千人
	固定電話被災	32,279回線	2,391回線	32,279回線	2,391回線	239回線	0回線	18,684回線
震災 廃棄物	可燃物	200千ト	23千ト	300千ト	32千ト	0ト	11ト	— 千ト
	不燃物	629千ト	71千ト	939千ト	96千ト	2千ト	35千ト	— 千ト

※1：出火件数は3日間の値

※2：南海トラフ巨大地震の震災廃棄物については、数値が算出されていない。

※3：被害想定の実施年度は、平成17年度。ただし、南海トラフ巨大地震のみ平成25年度。

※資料2-10「南海トラフ地震の津波被害想定図」

資料2-11「南海トラフ地震の液状化被害想定図」

資料2-12「南海トラフ地震の地震火災被害想定図」

第3節 豪雨災害の想定

本市における水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられ、浸水等の災害が発生している。

第1 寝屋川流域

寝屋川は河川管理者である府知事が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。また、市に接する寝屋川右岸及び市内を流れる古川の両岸は重要水防区域に指定されている。

1 寝屋川流域浸水想定区域図

寝屋川流域総合治水対策の計画降雨である、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大の降雨（寝屋川流域の日総雨量311.2mm）状況による外水氾濫を想定している。市域の約4割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

2 東海豪雨による寝屋川流域浸水想定区域図

大阪府都市型水害対策検討委員会より、平成12年9月の東海豪雨（2日間総雨量567mm）の状況による外水氾濫及び内水氾濫を想定している。市域の約9割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

第2 淀川

河川管理者である国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。

昭和28年9月台風13号による洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量の状況による外水氾濫を想定している。市域のほぼ全てが浸水深50cm以上の浸水想定区域に含まれ、そのうち約7割が浸水深1m～2mとなっている。

※資料2－8「寝屋川流域での過去の浸水被害状況」
資料2－9「浸水発生図（内水氾濫）」

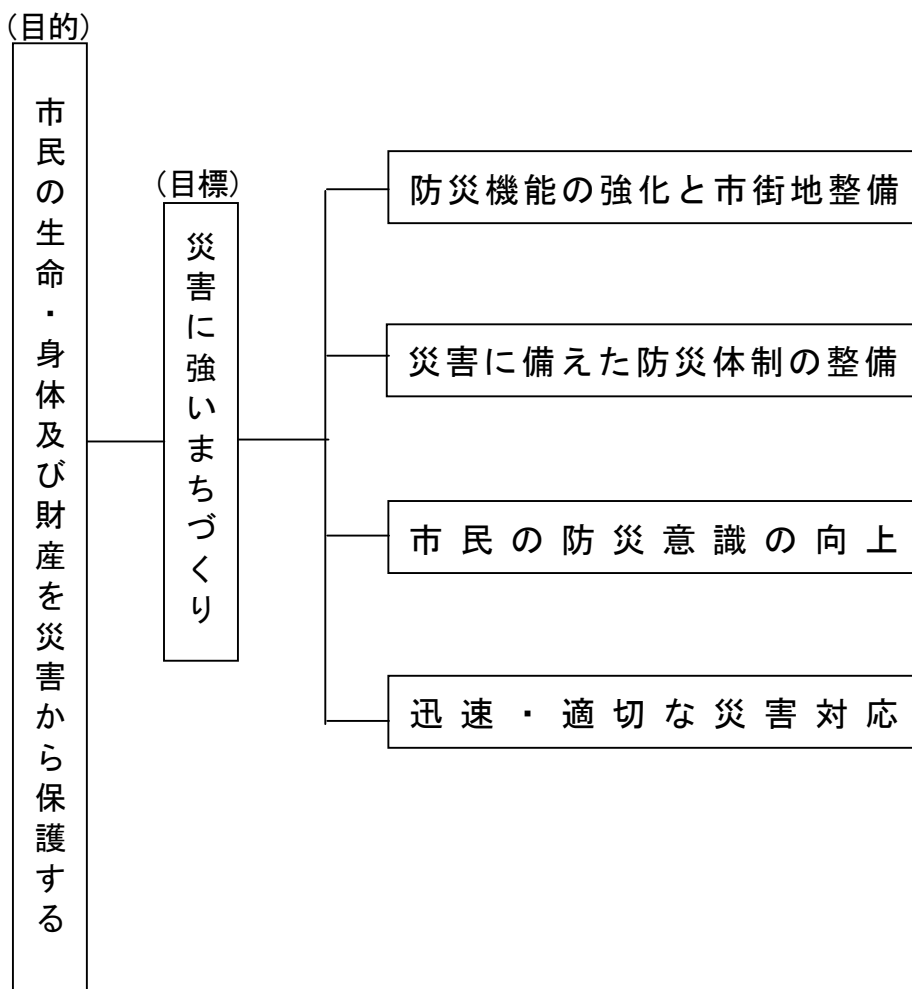
第4章 防災ビジョン

第1節 基本目標

市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりをめざす。

第2節 計画の位置付け

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画（平成26年修正）等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。



第1 防災機能の強化と市街地整備

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、特に木造集合住宅の密集する地域においては住宅市街地総合整備事業などにより都市の不燃化を促進する。また、都市基盤施設の防災機能の強化、老朽住宅建替にあわせた防災空間の確保・整備など、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

第2 災害に備えた防災体制の整備

庁舎の機能低下を防ぎ、業務を継続させるため、限られた資源の下で優先すべき業務や必要なシステム等を確認し、非常用電源の確保、重要なデータの保存等に努める。また、全庁体制で優先度の高い災害対応にあたるため、迅速な職員参集を徹底し、長期間の災害対応に備えて職員の安全確保に努める。

第3 市民の防災意識の向上

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、過去の災害教訓から公助の限界も見据え、自発的な減災への取り組みや食料の備蓄、地域や近所の人が互いに助け合える関係づくりが重要であることを周知する。また、地域の災害情報の提供や防災知識の普及により、市民の防災意識の向上を図る。

第4 迅速・適切な災害対応

1 防災上の役割の明確化

総合的な防災対策を推進するため、市及び関係機関・市民・事業者の防災上の役割を明確にし、それぞれの特性を生かしつつ公民協働を基軸とした地域防災力の向上に努める。

2 実践的な地域防災計画

地域防災計画をより現状に即したものとするため、新たな知見を踏まえ検討を加えるとともに、防災訓練を通じた検証により、実践的な計画に修正する。

3 事業の推進

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、学校等の防災機能の整備、情報伝達手段の充実、消防施設の整備等について、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。また、各部局は災害発生により各施策への影響を想定し、主体的な災害対応を推進するため、個別計画の策定に努める。

第5章 防災関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 地方公共団体の業務

第1 門真市

1 総合政策部

- ・本部長、副本部長の秘書に関する事
- ・国、府関係者等の応接に関する事
- ・報道機関との連絡、調整に関する事
- ・災害の広報に関する事
- ・災害状況等の記録撮影に関する事
- ・市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事
- ・災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事
- ・総合的な復旧、復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事

2 総務部

- ・庁舎等応急修理に関する事
- ・車両・燃料の確保及び輸送に関する事
- ・当該部局に属する市有財産の被害状況調査に関する事
- ・市有財産の被害状況の把握に関する事
- ・職員の動員及び調整に関する事
- ・職員の給食救護及び災害給与に関する事
- ・職員の現況把握に関する事
- ・災害対策従事者への夜食等の配給に関する事
- ・他市及び他の機関からの応援職員に関する事
- ・気象及び災害情報の収集に関する事
- ・災害による被害状況調査に関する事
- ・り災証明の発行に関する事

3 市民生活部

- ・災害に関する苦情受付及び処理に関すること
- ・市民の災害相談に関すること
- ・被災者応急用品等の確保、あっせん及び物価の安定監視に関すること
- ・商工業者の被害調査、復旧対策に関すること
- ・商工業者のり災証明書の発行及び復旧資金のあっせん事務に関すること
- ・耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関すること
- ・農業者の被害調査及び復旧対策に関すること
- ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
- ・畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・災害時における清掃計画に関すること
- ・被災地域のごみの応急処理に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること
- ・死亡獣畜の収集及び処理に関すること
- ・し尿くみ取りの応急処理に関すること
- ・仮設トイレの調達に関すること
- ・防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること
- ・放浪動物の保護収容等の対策に関すること

4 保健福祉部

- ・福祉施設入所者及び利用者の安全確保に関すること
- ・要援護世帯の被災状況調査に関すること
- ・福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること
- ・日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること
- ・ボランティアの受付、登録に関すること
- ・義援物品、救援物資の受入れに関すること
- ・災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること
- ・災害弔慰金等の支給に関すること
- ・遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること
- ・救護所の設置、運営に関すること
- ・医師会救護班の出動要請及び連絡調整に関すること
- ・医薬品及び衛生資材の確保に関すること
- ・被災市民、避難市民の健康調査及び相談に関すること
- ・医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること

- ・防疫活動（調査、健康診断等）に関する事
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事
- ・食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関する事
- ・災害時における主食販売業者の指揮監督に関する事
- ・災害応急用食料の調達及び配給に関する事
- ・被災者に対する炊き出しに関する事

5 まちづくり部

- ・被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事
- ・住宅の災害復興対策の企画に関する事
- ・公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事
- ・被災者の応急仮設住宅建設及び入居者の選定に関する事
- ・被災市営住宅の応急修理に関する事
- ・被災建築物の応急危険度判定に関する事
- ・被災家屋の解体及び除去に関する事
- ・市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事
- ・市内道路上の障害物の除去及び道路構造物、地下埋設物の清掃に関する事
- ・公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事
- ・災害時における、交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事
- ・市内の河川、水路、樋門及び排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事
- ・部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関する事

6 上下水道局

- ・水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関する事
- ・職員の動員、各班の連絡調整及び各班の応援等に関する事
- ・断水時における広報宣伝に関する事
- ・断水地区への臨時給水に関する事
- ・水道事業の災害復旧資金計画に関する事
- ・材料手配、連絡及び局の庶務に関する事
- ・災害時における送配水の確保に関する事
- ・浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関係機関との連絡に関する事
- ・災害時における水道施設の巡視に関する事
- ・水道施設に係る被害調査及び応急対策に関する事
- ・水質調査並びに検査に関する事
- ・工事事業者の復旧班の応援に関する事

- ・下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること

7 会計課

- ・災害対策の収入及び支出に関すること
- ・災害救助時の決算に関すること
- ・義援金の受領に関すること

8 教育委員会学校教育部

- ・教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること
- ・被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること
- ・教育機能の復旧に関すること
- ・校長との連絡、調整に関すること
- ・教育委員会内の連絡、調整に関すること
- ・災害時における児童、生徒の応急給食に関すること
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること
- ・避難所の設置、管理及び運営に関すること
- ・避難所ボランティアの受入れに関すること
- ・避難者の誘導に関すること

9 教育委員会生涯学習部

- ・避難所の設置、管理及び運営に関すること
- ・避難所ボランティアの受入れに関すること
- ・避難者の誘導に関すること
- ・文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること
- ・施設利用者の安全確保措置及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・友好都市への応援要請に関すること

10 教育委員会こども未来部

- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること
- ・被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること
- ・災害時における園児の応急給食に関すること
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること
- ・園長との連絡、調整に関すること

11 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会

- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

12 議会事務局

- ・市議会との連絡調整に関する事
- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

第2 守口市門真市消防組合

- ・消防資器材の整備点検に関する事
- ・自主防災組織の教育及び訓練指導に関する事
- ・災害情報などの収集及び必要な広報に関する事
- ・災害の防除、警戒及び鎮圧に関する事
- ・要救助被災者の救出、救助に関する事
- ・傷病者の救急活動に関する事
- ・広域消防応援等の要請、受入れに関する事

第3 大阪府

1 枚方土木事務所

- ・災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する事
- ・府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供に関する事

2 寝屋川水系改修工営所

- ・寝屋川、古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事
- ・雨量、河川水位等の情報収集及び水防管理者への提供に関する事
- ・寝屋川、古川の水防警報発表及び寝屋川の洪水予報発表等に関する事

3 中部農と緑の総合事務所

- ・ため池の防災対策及びため池水防活動の伝達

4 守口保健所

- ・災害時における保健衛生活動に関する事

5 東部流域下水道事務所

- ・下水道施設の防災対策及び復旧対策に関する事

第4 大阪府警察本部

1 門真警察署

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ・交通規制、管制体制に関すること
- ・広域応援等の要請、受入れに関すること
- ・遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- ・犯罪の予防、取締り及びその他治安の維持に関すること
- ・災害資機材の整備に関すること

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪支局

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

2 近畿運輸局

- ・ 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- ・ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ・ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送、迂回輸送等実施のための調整に関すること
- ・ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- ・ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- ・ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

3 大阪管区气象台

- ・ 観測施設等の整備に関すること
- ・ 防災知識の普及・啓発に関すること
- ・ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

4 近畿地方整備局

(淀川河川事務所、淀川ダム統合管理事務所、大阪国道事務所)

- ・ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ・ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- ・ 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

第2 陸上自衛隊第3師団

1 第3師団第36普通科連隊

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- ・災害派遣に関すること
- ・緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ・気象警報の伝達に関すること
- ・災害時における重要通信確保に関すること
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ・災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（web171）の提供に関すること

2 関西電力株式会社（守口営業所）

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ・災害時における電力の供給確保に関すること
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

3 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）

- ・ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

4 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局、京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- ・鉄道施設の防災管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

5 日本赤十字社（大阪府支部）

- ・災害医療体制の整備に関する事
- ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ・義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ及び活動の調整に関する事
- ・救助物資の備蓄に関する事

6 日本放送協会（大阪放送局）

- ・防災知識の普及等に関する事
- ・災害時における放送の確保対策に関する事
- ・緊急放送、広報体制の整備に関する事
- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・避難所等への受信機の貸与に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事
- ・災害時における放送の確保に関する事
- ・災害時における安否情報の提供に関する事

7 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ・管理施設の整備と防災管理に関する事
- ・道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ・被災道路の復旧事業の推進に関する事

8 日本通運株式会社（大阪支店）

- ・緊急輸送体制の整備に関する事
- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

9 淀川左岸水防事務組合

- ・水防団員の教育及び訓練に関する事
- ・水防資器材の整備、備蓄に関する事
- ・水防活動の実施に関する事

10 公益財団法人大阪府消防協会

- ・防火・防災思想の普及に関する事
- ・消防団員の教養、訓練及び教育に関する事

11 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）

- ・防災知識の普及等に関する事
- ・災害時における広報に関する事
- ・緊急放送、広報体制の整備に関する事
- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

12 社団法人大阪府トラック協会

- ・緊急輸送体制の整備に関する事
- ・災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- ・復旧資機材等の輸送協力に関する事

13 一般社団法人大阪府LPガス協会

- ・LPガス施設の整備と防災管理に関する事
- ・災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
- ・災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
- ・被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

14 日本郵便株式会社（門真郵便局）

- ・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- ・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

第4 公共的団体その他の機関

1 一般社団法人門真市医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・負傷者に対する医療活動に関する事

2 社団法人門真市歯科医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

3 門真市薬剤師会

- ・災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
- ・医薬品等の確保及び供給に関すること

4 門真市消防団

- ・火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること
- ・人命の援助及び応急救護に関すること
- ・市民の防災指導に関すること

5 北河内農業協同組合

- ・災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う農業被災調査の援助に関すること

6 守口門真商工会議所

- ・災害時における被災商工業者の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う商工業者被災調査の援助に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること

第6章 市民、事業者の基本的責務

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

したがって、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努めなければならない。

第1節 基本的役割

市民は、災害防止に寄与するように努めなければならない。また事業者の役割として、事業所内の管理体制を強化するとともに、市民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 個人の役割

1 自己管理

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、平常時より災害に備えて食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第2 市民の役割

1 市民協力

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営等の活動を行えるよう、地域の実情に即した防災体制の確立を図るとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第3 事業者の役割

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、実動性のある帰宅困難者支援の仕組みを市と連携して検討・作成する。

2 重要業務の継続

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努める。

3 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動（防災訓練等）に積極的に協力・参画する。

4 応急対策活動等への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

なお、災害応急対策・災害復旧に必要な物資・資材又は役務の供給・提供を業とする事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため毎年検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

なお、計画の修正に際しては、女性、高齢者、障がい者及びボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

また、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については次のとおりであるが、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

- 1 修正を必要とする場合は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災会議に提出する。
- 3 防災会議は、防災計画修正案を作成する。
- 4 防災会議を開催し、防災計画を作成する。
- 5 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正案について府に事後報告する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から防災教育や図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民の防災意識の高揚、災害知識の普及を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用した広報・啓発活動に努める。